改正新旧対照表

● 当座勘定規定（一般用）

（下線部分が変更箇所）

新 （2026年10月1日より）	旧
1．（当座勘定への受入れ） (1)　当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)も受入れます。 ただし、令和８年10月１日以降、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	1．（当座勘定への受入れ） (1)　当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)も受入れます。 （追加）
(2)(3)(4)省略	(2)(3)(4)省略
7．(手形、小切手の支払等) (1)　小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 なお、令和８年９月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。	7．(手形、小切手の支払等) (1)　小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 （追加）
(2)(3)(4)省略	(2)(3)(4)省略
8．(手形、小切手用紙等) (1)　当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 ただし、令和８年９月30日までに振り出してください。	8．(手形、小切手用紙等) (1)　当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 （追加）
(2)　当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ令和８年９月30日までに振出された手形であることを確認してく	(2)　当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。

ください。	
(3)(4)省略	(3)(4)省略
（削除）	(5)　手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。
(5)　当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から３か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。	(6)　当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から３か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
(6)　前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。	(7)　前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。
18.（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）	18.（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）
(1)　手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を（削除）記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 なお、令和８年９月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。	(1)　手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 （追加）
(2)省略	(2)省略
19.（線引小切手の取扱い）	19.（線引小切手の取扱い）
(1)　線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 なお、令和８年９月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示	(1)　線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 （追加）

されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。 ⑵省略	⑵省略

● 約束手形用法

（下線部分が変更箇所）

新 （2026年10月1日より）	旧
3．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、（削除）記入してください。	3．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。

● 為替手形用法

（下線部分が変更箇所）

新 （2026年10月1日より）	旧
4．振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、（削除）記入してください。	4．振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。

● 小切手用法

（下線部分が変更箇所）

新 （2026年10月1日より）	旧
2．小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 なお、令和８年９月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。	2．小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 （追加）

● 当座勘定規定（専用約束手形口用）

（下線部分が変更箇所）

新 （2026年10月1日より）	旧
1．（当座勘定への受入れ） (1)　当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)も受入れます。 ただし、令和８年10月１日以降、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)(3)(4)省略	1．（当座勘定への受入れ） (1)　当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)も受入れます。 （追加） (2)(3)(4)省略
7．(手形の支払) (1)　この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。 なお、令和８年９月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 (2)(3)省略	7．(手形の支払) (1)　この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。 （追加） (2)(3)省略
8．(手形用紙) (1)　当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 ただし、令和８年９月30日までに振出してください。 (2)省略 (3)　（削除） (4)　（削除） (3)　当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から３か月を経過した場合は返	8．(手形用紙) (1)　当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 （追加） (2)省略 (3)　手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。 (4)　専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。 (5)　当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から３か月を経過した場合は返

却を求めることができないものとします。 (4)　前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続によって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 16.（振出日、受取人記載もれの手形） (1)　手形を振出す場合には、手形要件を（削除）記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 なお、令和８年９月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。 (2)省略	却を求めることができないものとします。 (6)　前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続によって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 16.（振出日、受取人記載もれの手形） (1)　手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 （追加） (2)省略

● 〔普通預金・普通預金（無利息型）・貯蓄預金・納税準備預金〕共通規定

（下線部分が変更箇所）

新 （2026年10月１日より）	旧
１.（証券類の受入れ） (1)　この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 ただし、令和８年10月１日以降、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)(3)(4)(5)省略 10.（解約等）	１.（証券類の受入れ） (1)　この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 （追加） (2)(3)(4)(5)省略 10.（解約等）

(1)　この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当金庫本支店に申出てください。 (2)(3)(4)(5)省略	(1)　この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。 (2)(3)(4)(5)省略

● 通知預金規定

（下線部分が変更箇所）

新 （2026年10月1日より）	旧
3.（証券類の受入れ） (1)　手形その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、令和８年10月１日以降、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)省略 6.（預金の解約） (1)　この預金口座を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに当金庫本支店に提出してください。 (2)(3)(4)省略	3.（証券類の受入れ） (1)　手形その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （追加） (2)省略 6.（預金の解約） (1)　この預金口座を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに当店に提出してください。 (2)(3)(4)省略

● 定期預金共通規定

（下線部分が変更箇所）

新 （2026年10月1日より）	旧
1．（証券類の受入れ） (1)　小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、令和８年10月１日以降、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)省略 3．（預金の解約、書替継続） (1)　この預金を解約（期日指定定期預金の一部の金額についての解約を含みます。）または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書（通帳）とともに当金庫本支店に提出してください。 (2)(3)省略	1．（証券類の受入れ） (1)　小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （追加） (2)省略 3．（預金の解約、書替継続） (1)　この預金を解約（期日指定定期預金の一部の金額についての解約を含みます。）または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書（通帳）とともに当店に提出してください。 (2)(3)省略

● 定期積金規定

（下線部分が変更箇所）

新 （2026年10月1日より）	旧
2．（証券類の受入れ） (1)　小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 ただし、令和８年10月１日以降、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)省略 9．（解約） (1)　この積金を解約するときは、当金庫所定の払	2．（証券類の受入れ） (1)　小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 （追加） (2)省略 9．（解約） (1)　この積金を解約するときは、当金庫所定の払

戻請求書に届出の印章により、記名押印して証書（通帳）とともに当金庫本支店に提出してください。 ⑵⑶省略	戻請求書に届出の印章により、記名押印して証書（通帳）とともに当店に提出してください。 ⑵⑶省略

● 定期性総合口座取引規定

（下線部分が変更箇所）

新 （2026年10月1日より）	旧
14.（解約等） ⑴ 普通預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当金庫本支店に申し出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金証書（通帳）を発行し、定期積金の残高があるときは、別途に定期積金証書（通帳）を発行します。 ⑵⑶省略	14.（解約等） ⑴ 普通預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金証書（通帳）を発行し、定期積金の残高があるときは、別途に定期積金証書（通帳）を発行します。 ⑵⑶省略

● 代金取立規定

（下線部分が変更箇所）

新 （2026年10月1日より）	旧
1の2（取扱証券類） 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収書その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れできないもの（以下、「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。	1の2（取扱証券類） 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収書その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れできないもの（以下、「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。

ただし、令和８年９月30日を超えて振出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。	（追加）